破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１８７号
静岡県賀茂郡松崎町江奈12番地の２、開始決定時の住所静岡県伊豆市修善寺52番地
破産者　杉村　元智
１　決定年月日　平成30年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４８２号
静岡県伊豆の国市長岡373番地
破産者　山下　絹枝
１　決定年月日　平成30年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
滋賀県長浜市南田附町149番地12　ソレイユイズミⅠ202号室
破産者　田尻　良次
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第１０８号
札幌市白石区中央２条６丁目12番５―405号
破産者　藤井　鉄介
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４０６号
札幌市中央区南３条西２丁目７番地２　ＵＲ507号
破産者　猪股　利雄
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９号
長野県上伊那郡宮田村7454番地５
破産者　花井　茂治
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第３１８号
岐阜県郡上市八幡町島谷1079番地
破産者　アユミドレスこと　細川　弘枝
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３６５号
岐阜市柳津町北塚５丁目24番地１（シェラトン広瀬　３Ｄ号室）
破産者　林　智恵子
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３６６号
岐阜市柳津町北塚５丁目24番地１（シェラトン広瀬　３Ｄ号室）
破産者　林　　幹雄
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第９２号
岐阜市六条南３丁目９番16―303号　（シェトワ六条）、前住所岐阜市茜部菱野２丁目45番地　（ゴールデン50　702号）
破産者　竹元　憲一
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１１６号
岐阜県本巣郡北方町加茂590番地の４
破産者　中村　　登
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１１４７号
名古屋市北区辻町１丁目８番地　県営辻町住宅２街区３棟203号
破産者　辻　　清美
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８７号
名古屋市名東区本郷３丁目180番地の３　クレール本郷301号
破産者　藤田　重夫
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９１号
大津市穴太２丁目24番30―105号、前住所大津市錦織１丁目19番36号
破産者　吉村工業こと　吉村　聖司
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８４号
和歌山県岩出市川尻238―17、住民票上の住所和歌山県岩出市根来1444番地
破産者　駒木　美鈴
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３８７号
和歌山市加納435番地17
破産者　中井　　透
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２６号
大阪府和泉市光明台３―７　36号棟101号室（ＵＲ光明台）、開始決定時の住所和歌山県紀の川市荒見600番地12
破産者　カワマタ設備工業こと　川**眞**田啓治
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２号
福岡県みやま市瀬高町大江2139番地１
破産者　田中由美子
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係